

平成 25 年度

第 3 次沼津市男女共同参画基本計画
実施状況報告書

平成 26 年 10 月

沼津市企画部市民協働課

平成 25 年度第 3 次沼津市男女共同参画基本計画実施状況報告

沼津市男女共同参画推進委員会は、沼津市男女共同参画推進条例第 17 条に基づき、第 3 次沼津市男女共同参画基本計画に掲げた事業の取組状況等について調査を実施した。

その取組状況について、同委員会の意見を付し、同条例第 14 条に基づき報告する。

1. 報告の対象

(1) 第 3 次沼津市男女共同参画基本計画について

第 3 次沼津市男女共同参画基本計画は、誰もが心豊かに生活できる男女共同参画社会の実現を目指して、本市のあらゆる施策に男女共同参画の視点に立った取り組みを推進していくことを目的として策定したものであり、沼津市男女共同参画推進条例第 3 条に掲げている 6 つの基本理念に対して、13 の基本的施策及び 92 の事業により構成されている。

また、同計画については、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間を実施期間として、有識者及び公募市民等で構成された沼津市男女共同参画推進委員会が計画に掲げた事業の取組状況等についての調査及び審議を行っている。

(2) 対象

第 3 次沼津市男女共同参画基本計画

事業所管課：18 課 92 施策

(3) 調査実施日

第 1 回 平成 26 年 7 月 23 日 (9 課 43 施策)

第 2 回 平成 26 年 8 月 7 日 (9 課 49 施策)

(4) 調査の方法

各事業所管課から提出された推進調査票をもとに、沼津市男女共同参画推進委員会がヒアリングを実施し、客観的な立場から基本理念に沿った事業の取り組みがなされているかの調査及び審議、また必要な助言等を行った。

(5) 報告書の形式

各事業所管課は、第 3 次沼津市男女共同参画推進計画に掲げる 92 の事業に対して、「取組状況」及び「事業実績」の視点から自己評価を行っている。

これを 13 の基本的施策に分類して、それぞれの基本的施策における評価を示すとともに、全体の取組状況における沼津市男女共同参画推進委員会の総括及び個々の事業に対する委員からの主要な意見を記載した。

2. 総括意見

第3次沼津市男女共同参画基本計画は、その目的及び基本理念の設定について、男女共同参画の基本的問題意識をしっかりと踏まえたものとなっており、計画を推進していくための具体的な施策についても、現在重要と考えられるテーマを網羅的に掲げた適切な構成となっている。

この計画を着実に推進していくことにより、沼津市における男女共同参画の大きな進展が期待できるものと評価できるものである。

その前提の元で、年度ごとの具体的な施策推進内容についての審議が推進委員会の主たる役割である。

平成25年度の推進内容については、全体としてほぼ順調に計画に基づいた施策が推進されていると評価することができるものの、個々の担当課ごとの施策への取り組み姿勢、及びその施策遂行の結果については、きわめて熱心で積極的な成果が示されているものもある一方で、いまだ不十分な取組結果に終わっているものもいくつか認められており、取り組み姿勢や施策実施の結果において、やや各課あるいは施策ごとの差異が示されたといえることができる。

こうした傾向の問題性については、昨年度の報告書において指摘したところであるが、改善の動きも部分的には見られる一方、全体としては依然として同じ課題を指摘せざるをえないといえる。

この点をより具体的に指摘すれば、男女共同参画社会の目的や、男女共同参画施策に行政が取り組む必要性、また各担当課の施策に関する男女共同参画の観点から見た意義などについて、多くの担当課が的確に理解し認識した上で個々の施策推進に取り組んでいる一方で、いまだにその理解や認識が必ずしも十分とはいえない担当課が存在しているという事実である。

行政全体が積極的にリーダーシップを取って、地域における男女共同参画を推進及び牽引していく役割が非常に大きくなってきている現在において、この現状はやはり問題といわなければならない。

今後とも職員全体に向けた男女共同参画の基礎研修をはじめ、特に管理職など対象を特定化した専門的研修など、行政全体として能力向上をめざした取組について継続的・発展的実施が望まれる。

またこの課題に関連して、昨年度の報告書においては年次計画の担当課ごとの自己評価において、可能な限りPDCAサイクルなど共通の評価基準を用いて、できるだけ統一化された評価の仕方に基づく自己評価方式を導入することが必要であるという点も指摘しておいた。

今年度は自己評価の方式においては改善が見られ、統一的で標準化された自己評価方式の導入が行われており、この点での問題は相当改良がなされていると評することができる。

しかし実際の記載内容に関しては、各課ないしは担当者によってその内容にかなりのばらつきや温度差が依然としてあり、とりわけ成果が客観的、実証的に数値化されにくい事業に関しては、漠然とした印象や曖昧な説明の記述に終わっているものもまだ確認された。

結果としては、報告方式には改良が進みつつある一方で、各事業の担当課ごとにその方式の意義を深く理解し、その認識の上に立って各事業を展開するとともに、報告に当たっては十分詳細にわたる説明や根拠となる資料の提示を徹底するなどの基本姿勢をしっかりと確立していく必要があるといえよう。

この点に関しても上述したように行政全体としての能力向上をめざした粘り強い継続的取組が今後とも必要であるといえる。

もう一点、今回の審議全体を通して強く感じられたことは、施策内容の如何を問わず、個々の施策の効果的遂行の前提となる、市民側のニーズを的確にとらえた施策情報の効果的な広報や周知方法の検討が必要という点である。

男女共同参画施策の意義や重要性が今日ますます増大していることは論をまたないが、その一方で、そうした施策の内容が市民側に十分かつ適切に浸透し周知されているかという点については、意識調査の結果等からも、従来必ずしも期待通りの成果が示されているとは言い難い問題点も確認されてきた。

実際、個々の事業についても、25年度の事業への取組内容によっては、大変意義のある施策であるのに、本当にそれを必要とする市民に必要な情報が十分に届いているかどうかについて、まだまだ検討の余地のある課題もいくつか見出された。

また、少子高齢化による人口流出や減少、産業構造や経済システムの根本的転換、男女がともに仕事と生活を両立しやすい社会環境整備の必要性など、政策全体の基盤を形成するような基本的条件に大きな変化はない一方で、社会の急激な変化に伴い、個別の施策や事業に関連する状況には動きの著しいものも多く、その結果個々の施策や事業を適切に推進していく上で、必ずしも現時点での市民のニーズに柔軟かつ効果的に対応したものになっていない古い制度や慣習も数多く見出されてきており、こうした問題にも大胆に切り込んでいくべき事態の例も様々に確認されてきている。

こうした状況を踏まえ、今後計画の実効性を一層高め、課題解決型の計画推進の体制を強化していくためにも、個々の施策担当課においては、市民を取り巻く各分野の動きやニーズを常に敏感にとらえ、出来る限りそれに的確に対応した効果的な施策推進に留意するとともに、各ニーズを踏まえた施策の効果的な広報・周知の方法をさらに検討していくことを行政全体に共通する課題と認識し、積極的に取り組んでいただきたい。

沼津市男女共同参画推進委員会

委員長 犬塚 協太

3. 特筆すべき意見（提言）

協議の結果、委員会としては、特に下記の問題について早急かつ重点的な取組が必要との結論に達したため、これを「特筆すべき意見」として提言する。市としての積極的な対応を強く要望したい。

「PTA組織内の母親委員（母親代表）の役職廃止の検討及び女性PTA会長の登用について」

各単位PTA組織、及び沼津市PTA連絡協議会内に存する母親委員または母親代表（以下、母親委員等）の役職は、旧来の慣習に基づき、過去のPTA会長において、代々男性が就任していた背景から、意思決定の場に女性の意見を取り入れようと設置されたものと解するが、現代社会においては、「母親委員」等の名称、および女性のみ特定の役割を固定化しようとする認識が“社会的文化的性差別、偏見”に基づくものであることから、男女関わらず着任できるよう母親委員等の名称変更を検討されたい。

また、平成26年4月1日現在、地域の要職である単位PTA会長合計41人中、女性5人、単位自治会長297人中、女性7人と女性の参画状況が低いことから、上述の意見に加え、これら要職への積極的な女性参画が図られる環境の整備がなされることを期待したい。

沼津市男女共同参画推進委員会

委員一同

4. その他の意見

各事業における委員からの主要な意見は次のとおりである。

(1) 女性に対する暴力等の根絶

- ア セクハラやDV等女性への暴力防止の啓発に係るポスター掲示やリーフレット配架について、掲示・配架場所や周知方法について検討してほしい。
- イ セクハラやDV等女性への暴力に係る相談について、他市町の相談対応や要相談者の潜在的な人数の調査をし、周知方法や相談内容の取り組みの改善策を講じてほしい。
- ウ 内閣府や県が発行するDV関連広報物の周知方法について、商工会議所や商工会などの事業者団体への周知を検討してほしい。

(2) 男女共同参画意識の育成

- ア 保護者への研修会の周知について、幼稚園や保育園への周知を図ってほしい。

(3) 地域社会における男女共同参画促進

- ア 地域の防災訓練において、防災や避難所運営に関わる住民の現状把握をしながら、訓練での役割が性別固定的にならないよう助言・指導をしてほしい。

(4) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

- ア 農協が単独で研修会や社会活動を実施するだけでなく、農協と市が共催しての研修会の開催や社会活動の拡大を図ってほしい。
- イ 水産業関係団体での女性活動のPRの対象について、漁協などの団体に限らずに、水産関連のボランティア団体や水産業を営む個人等への対象拡大を検討してほしい。
- ウ 市役所女性職員の研修について、現在の管理職だけでなく、将来のなり得る可能性のある職員を対象に、女性に特化したテーマの研修を主催されたい。

(5) 女性の人材育成支援

- ア ハローワークや静岡県が実施する女性限定セミナーについて、女性限定であることを前面に押し出した周知や、参加者増のための改善策を検討してほしい。
- イ 女性起業者への支援や情報提供について、最新の情報提供や、積極的な周知を心掛けてほしい。
- ウ アクセスしやすく、最新の情報を必要な条件で抽出でき、且つコミュニティカレッジ卒業生など、審議会委員に留まらない広い人材データベースの構築を検討してほしい。

(6) 仕事と生活の調和実現のための職場環境づくり

- ア ひとり親家庭への生活安定のための給付金支給について、対象となる人に情報が行き届くよう広報紙への掲載などPR方法の改善に取り組んでほしい。
- イ 女性の再就職のための学習機会の提供について、離婚窓口付近への配架など、対象者の行動域を把握し、効果的な配架を検討してほしい。

ウ 出前講座の開催について、申し込みを待つだけでなく、地域や事業所、団体と連携できる機会に講座のPRや働きかけを実施されたい。

(7) 仕事と生活の調和実現のための家庭・地域環境づくり

ア 男性職員の育児・介護休業等の利用促進について、積極的な休業取得を推進するため、管理職等に絞った意識啓発を実施し、職場、特に上司の理解を得られるよう努められたい。

イ 若手世代の学習機会であるから、安易に学校や教育委員会に一任するのではなく、青少年に直接周知する機会を検索し、周知を実施してほしい。

ウ 高齢者、障害者の社会参加のみを目標とするのではなく、これを社会貢献につなげていく道筋の検討が必要である。

エ 子育てサポート施設や放課後児童クラブの充実について、家族の在り方、働き方などの多様化が顕著であることから、それらのニーズを的確に捉えた施策となるよう柔軟な対応をしてほしい。

(8) 男女の互いの性の尊重

ア 男性のメンタルヘルス相談については、男性を対象とした相談体制があることのPRや男性相談員の配置など、男性に特化した支援を検討してほしい。

イ 「性と生殖に関する自己決定権」の尊重の視点を取り入れた性教育となるよう教育委員会と連携し取り組まれたい。

(9) 男女の生涯における良好な生活支援

ア 認知症予防教室について、開催回数の増加や地区開催を考慮されたい。

イ 誰もが参加できるイベントの開催について、女性の参加者増を促進する改善策などを講じてほしい。

ウ 自信が持てる子育て講座について、男性が参加しやすい曜日、時間帯での開催を検討してほしい。

5. 評価

第3次沼津市男女共同参画基本計画に掲げる92の事業に対して、「取組状況」及び「事業実績」の視点から自己評価を行った結果は、次のとおりである。

基本的施策1 男女の人権を尊重する教育の充実									
施策の方向	該当事業数	取組状況				事業実績			具体的施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(1)男女の人権を尊重するための意識啓発	3	1	2	0	0	1	2	0	2
(2)教育・保育の場での男女の人権尊重に関する教育の充実	3	1	2	0	0	0	3	0	2
事業内訳	6	2	4	0	0	1	5	0	4

基本的施策2 女性に対する暴力等の根絶									
施策の方向	該当事業数	取組状況				事業実績			具体的施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(1)セクハラやDV等女性への暴力防止に向けた啓発・防止対策の推進	5	2	3	0	0	0	5	0	4
(2)被害者への相談体制の充実と自立支援	5	3	2	0	0	0	5	0	2
事業内訳	10	5	5	0	0	0	10	0	6

基本的施策3 男女共同参画意識の育成									
施策の方向	該当事業数	取組状況				事業実績			具体的施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(1)市役所における男女共同参画意識の育成	1	0	1	0	0	0	1	0	1
(2)教育・保育の場での男女共同参画意識の育成	7	3	2	2	0	1	4	2	3
(3)地域社会での男女共同参画意識の育成	1	0	1	0	0	0	1	0	1
(4)就労の場での男女共同参画意識の育成	1	0	1	0	0	0	1	0	1
(5)男女共同参画推進のための調査・研究・広報活動	2	2	0	0	0	2	0	0	1
事業内訳	12	5	5	2	0	3	7	2	7

基本的施策4 地域社会における男女共同参画促進									
施策の方向	該当事業数	取組状況				事業実績			具体的施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(1)地域活動や市民活動への男女の対等な参画促進	3	0	2	1	0	0	3	0	2
(2)NPO・ボランティア団体等の育成および活動支援	4	4	0	0	0	1	3	0	2
事業内訳	7	4	2	1	0	1	6	0	4

基本的施策5 就労の場における男女平等の推進									
施策の方向	該当事業数	取組状況				事業実績			具体的施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(1)男女の対等な雇用・労働条件確保のための施策の推進	3	0	2	1	0	0	2	1	3
(2)就労の場における男女平等の推進	2	0	2	0	0	0	2	0	1
事業内訳	5	0	4	1	0	0	4	1	4

基本的施策6 政策・方針決定過程への女性の参画促進									
施策の方向	該当事業数	取組状況				事業実績			具体的施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(1)市の審議会等への女性の登用促進	2	0	2	0	0	0	2	0	2
(2)市役所・教育の場における女性の積極的登用	3	0	3	0	0	0	3	0	3
(3)企業・諸団体における女性の積極的登用	4	0	2	2	0	0	3	1	3
事業内訳	9	0	7	2	0	0	8	1	8
基本的施策7 女性の人材育成支援									
施策の方向	該当事業数	取組状況				事業実績			具体的施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(1)女性人材リストの更新・活用	2	0	2	0	0	0	1	1	2
(2)女性の就業意識・能力開発への支援	3	0	3	0	0	0	3	0	3
事業内訳	5	0	5	0	0	0	4	1	5
基本的施策8 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)実現のための職場環境づくり									
施策の方向	該当事業数	取組状況				事業実績			具体的施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(1)育児・介護休業制度の普及促進	5	0	4	1	0	1	3	1	5
(2)女性の就職・再就職への支援	2	0	2	0	0	0	2	0	2
事業内訳	7	0	6	1	0	1	5	1	7
基本的施策9 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)実現のための家庭・地域環境づくり									
施策の方向	該当事業数	取組状況				事業実績			具体的施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(1)ワーク・ライフ・バランス実現のための学習支援	3	1	2	0	0	0	3	0	2
(2)ワーク・ライフ・バランス実現のための環境整備	6	2	3	1	0	0	5	1	3
事業内訳	9	3	5	1	0	0	8	1	5
基本的施策10 男女の互いの性の尊重									
施策の方向	該当事業数	取組状況				事業実績			具体的施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(1)性に関する学習機会の充実	4	1	3	0	0	0	4	0	2
(2)生涯にわたる男女の健康支援	5	4	1	0	0	0	5	0	3
事業内訳	9	5	4	0	0	0	9	0	5

基本的施策11 男女の生涯における良好な生活支援									
施策の方向	該当事業数	取組状況				事業実績			具体的施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(1)健康づくりや生きがいづくりへの支援	4	4	0	0	0	2	2	0	2
(2)高齢者・障がい者の社会参加支援	5	2	3	0	0	0	5	0	2
事業内訳	9	6	3	0	0	2	7	0	4

基本的施策12 国際的視野の下での男女共同参画理解の促進									
施策の方向	該当事業数	取組状況				事業実績			具体的施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(1)国際社会の動向や情報の収集・提供	1	0	1	0	0	0	1	0	1
事業内訳	1	0	1	0	0	0	1	0	1

基本的施策13 国際協調による男女共同参画の促進									
施策の方向	該当事業数	取組状況				事業実績			具体的施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
(1)多様な文化や価値観に理解を深めるための国際交流促進	1	0	1	0	0	0	1	0	1
(2)在住外国人の地域参画支援と相談体制の充実	2	0	1	1	0	0	2	0	1
事業内訳	3	0	2	1	0	0	3	0	2

基本目標	該当事業数	取組状況				事業実績			具体的施策数
		A	B	C	D	A	B	C	
基本的施策1	6	2	4	0	0	1	5	0	4
基本的施策2	10	5	5	0	0	0	10	0	6
基本的施策3	12	5	5	2	0	3	7	2	7
基本的施策4	7	4	2	1	0	1	6	0	4
基本的施策5	5	0	4	1	0	0	4	1	4
基本的施策6	9	0	7	2	0	0	8	1	8
基本的施策7	5	0	5	0	0	0	4	1	5
基本的施策8	7	0	6	1	0	1	5	1	7
基本的施策9	9	3	5	1	0	0	8	1	5
基本的施策10	9	5	4	0	0	0	9	0	5
基本的施策11	9	6	3	0	0	2	7	0	4
基本的施策12	1	0	1	0	0	0	1	0	1
基本的施策13	3	0	2	1	0	0	3	0	2
全事業総評価	92	30	53	9	0	8	77	7	62

平成25年度の「事業の取組状況」については、「A」30項目、「B」53項目、「C」9項目、「D」0項目であり、「事業実績」については、「A」8項目、「B」77項目、「C」7項目である。